

就学援助費のうち「小学校入学準備金」を 入学前に支給します

令和2年4月に市立小学校に入学予定の児童がいる家庭のうち、経済的な理由で援助が必要な保護者に小学校入学準備金(ランドセルや通学用服など入学準備に必要なものを購入する費用)を、入学前(3月)に支給します。

■対象

市内に住所を有し、市立小学校に入学予定の児童の保護者のうち、経済的に援助が必要で、次の①～⑤のいずれかに該当する人

- ①生活保護が停止または廃止された人
- ②市民税が非課税または減免されている人
- ③個人事業税、固定資産税、国民年金保険料または国民健康保険税が減免されている人
- ④児童扶養手当を受給している人
- ⑤世帯全員の平成30年中の合計所得が基準以下の人

※所得制限があります。

※3月末日までに市外へ転出する人、または市立小学校以外の小学校などに入学する人は対象外です。

■支給額 50,600円

■申請方法

11月1日(金)～29日(金)に申請書を図に提出(郵送可)

※申請書は図に置いているほか、市ホームページからもダウンロードできます。

■注意事項

- ・審査を行いますので、申請者全員が援助を受けられるわけではありません。
- ・小学校入学準備金の支給を受けた人で、令和2年4月以降の就学援助を希望する場合は、令和2年度就学援助費の申請を行う必要があります。ただし、その場合は新入学学用品費の支給は受けられません。



図学校教育課(西庁舎) ☎77・7011 📠77・4101

改正された特定商取引法では、定期購入の場合に事業者が広告に表示しなければならぬ項目が追加され、申込・確認画面上に定期購入契約であることや、支払代金の総額などの金額、契約期間や商品の引き渡し回数などの販売条件の表示が義務付けられました。申込画面を確認し、それらの表示があれば、販売条件を承諾したと理解され、契約解除や中途解約することが難しくなる可能性があります。



インターネットで初回安価のダイエットサプリを注文した。3回の定期購入だと知っていた。親の同意を得ているかというチェック欄に「同意を得ている」と嘘をついたが、2回目以降の代金が支払えない。

(高校生・女子)

消費者
悩みの相談室

未成年のインターネットトラブル

また、民法では、未成年者が親の同意なしに契約した場合「未成年者取り消し」で契約を取り消すことができる場合がありますが、年齢を偽ったり、親の同意について「ある」と嘘をついたり、支払総額が小さい程度である場合には、必ずしも取り消されるとは限りません。通信販売にはクーリング・オフはないので慎重に対処しましょう。

消費者講座 工場見学参加者募集

ダスキン滋賀工場に行き、商品・サービスへのこだわりと社会貢献について学びます。

■日時 11月18日(月)

午前9時30分～正午

■定員 20人

■申込方法 電話で図へ。

問消費生活センター(東庁舎)

☎71・2360
📠72・3788